

事務連絡  
令和2年10月1日

一般社団法人 資源プラ協会 殿  
一般社団法人 日本 RPF 工業会 殿  
一般社団法人 日本化学工業協会 殿  
一般社団法人 プラスチック循環利用協会 殿  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会 殿  
塩ビ工業・環境協会 殿  
日本プラスチック工業連盟 殿

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

#### プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準について

平成31年4月29日から令和元年5月10日にかけて開催された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）の第14回締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書の改正が決議されました。改正附属書の効力が生ずる令和3年1月1日以降は、バーゼル条約の規制対象となるプラスチックの廃棄物を輸出する際に、事前に輸入国の同意が必要となります。

バーゼル条約上規制対象となるプラスチックの廃棄物については、有害なプラスチックの廃棄物の他、特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物が規定されています。しかしながら、具体的にどのようなプラスチックが、当該特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物に該当するかについては、各条約締約国の解釈によることとなります。

このような状況を踏まえ、バーゼル条約及び同条約を担保する特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下、「バーゼル法」という。）の実効性の向上に資することを目的として、今般、「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」（別添1）を策定し、ホームページにて公表いたしましたので、お知らせします。本判断基準は、令和3年1月1日から適用します。貴団体傘下の事業者等関係各位にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

<連絡先>

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

電話 03-3501-4978

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

電話 03-3581-3351 内線 6959